

## 平成28年3月三木市教育委員会（臨時会）会議録

### ◇ 日 時

- 1 開 会 平成28年3月11日（金）午後5時00分
- 2 閉 会 平成28年3月11日（金）午後7時00分

### ◇ 場 所 三木市役所 5階 大会議室

### ◇ 会 議

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会議録の承認
- 4 議 案  
議案第28号 平成28年度三木市立学校教職員人事異動内申について
- 5 協議事項  
協議事項23 市立保育所及び市立認定こども園の特別勤務職員の勤務時間等に関する規則の制定について  
協議事項24 三木市養護児童就学奨励金制度及び各種就学奨励制度の見直しに係る請願に対する対応について
- 6 その他  
教育長海外出張中の事務の執行について
- 7 閉 会

### ◇ 会議に出席した者の職氏名

教育委員	1番	委 員 長	里 見 俊 實
	2番	委員長職務代行者	水 島 慶 子
	3番	委 員	井 口 徹
	4番	委 員	石 井 ひろ美
	5番	委員（教育長）	松 本 明 紀
事務局		教育企画部長	西 本 則 彦
		こども未来部長	永 尾 勝 彦
		教育政策課長	大 西 真 一
		教育環境整備課長	貞 松 保 夫

文化スポーツ振興課長	堀 内 基 代
図 書 館 長	伊 藤 真 紀
学 校 教 育 課 長	野 口 博 史
教育センター所長	大 東 豊
就学前教育・保育課長	岩 崎 国 彦
子育て支援課長	井 上 典 子
教育政策課主査	五百蔵 一 也
教育政策課主事	八代醒 典 之

傍 聴 者 0 人

◇ 会議内容

委員長が議事の進行について、議案第28号は人事案件であるため、三木市教育委員会会議規則第5条第1項ただし書きの規定により、会議の最後において、非公開で審議することについて委員に諮り、同意された。

\*\*\*\*\*

1 開 会

委員長が、平成28年3月三木市教育委員会臨時会の開会を宣言した。

\*\*\*\*\*

2 会議録署名委員の指名

委員長が、本日の会議の会議録署名委員に、水島委員と松本教育長を指名した。

\*\*\*\*\*

3 会議録の承認

委員長が、平成28年2月臨時会（10日開催）及び2月定例会（17日開催）の会議録について委員に諮ったところ、井口委員から2月定例会会議録の一部表現について修正を求める発言があった。委員長がこのことについて委員に諮り、全員一致で承認された。

\*\*\*\*\*

#### 4 協議事項

##### 【協議事項 2 3】市立保育所及び市立認定こども園の特別勤務職員の勤務時間等に関する規則の制定について

○大西教育政策課長が次のように説明した。

平成 28 年度からの市立認定こども園の開設に伴い、市立保育所及び市立認定こども園の特別勤務職員の勤務時間等について定める。特別勤務職員の勤務時間は、午前 7 時から午後 7 時までの間で 7 時間 45 分を割り振る交替制勤務とする。勤務時間の個人別の割り振りは、その月分を前月末日までに所長等が定め、これを各人に周知することとする。休憩時間は、勤務時間内において 45 分とする。

(里見委員長) 補助執行事務である保育所及び認定こども園に係ることを、なぜ教育委員会が定めるのか。

(西本教育企画部長) 補助執行に係る事務を行っているのは教育委員会の職員であり、職員を管理するのは教育委員会である。勤務時間については、条例、規則の規定により任命権者が定めることとなっているため、教育委員会が定める。

(石井委員) 通常勤務と特別勤務について説明してほしい。

(西本教育企画部長) 通常勤務は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までである。保育所及び認定こども園では、延長保育を実施するため、勤務時間をずらすことで、午前 7 時から午後 7 時までをカバーできるようにしている。これら通常勤務以外を特別勤務とし、特別勤務に従事する者を特別勤務職員と言う。

(井口委員) 特別勤務職員は正規職員か。

(西本教育企画部長) 正規の職員である。

##### 【協議事項 2 4】三木市養護児童就学奨励金制度及び各種就学奨励制

## 度の見直しに係る請願に対する対応について

○井上子育て支援課長が次のように説明した。

平成27年12月議会に、「三木市養護児童就学奨励金制度及び各種就学奨励制度の見直しについての請願」が提出され、継続審議されることとなった。請願の趣旨は、養護学校就学奨励金制度に係る三木市養護児童就学奨励金支給要綱は、制定から40年が経過しており、現状に合わせて改正すべきではないかというものである。係る請願を受けて、教育委員会で制度の見直しを検討し、3月の総務環境常任委員会において説明する。三木市養護児童就学奨励金支給要綱は、特別支援学校在学児童生徒の保護者の経済的な負担を軽減し、就学の普及向上を図ることを目的としており、養護学校教育が義務教育となった昭和54年に制定された。奨励金の支給は、特別支援学校の方を対象としており、市内特別支援学校の小学部又は中学部については月額2,000円、市外特別支援学校の幼稚部、小学部又は中学部については月額5,000円、特別支援学校高等部については月額3,000円を支給している。見直しの理由は、今日の特別支援教育は、障害の有無によらず誰もが地域の学校で学べる教育、すなわちインクルーシブ教育へと変化しており、要綱を制定した当時から状況が大きく変わっているため、要綱及び傷害保険金補助制度の見直しを行うものである。三木市養護児童就学奨励金支給要綱は廃止し、特別支援教育を受けるため、通学に保護者送迎が必要な場合など、通学に特別の負担がある児童生徒に対して、保護者の経済的な負担を軽減する制度を新たに設ける。また、三木特別支援学校に在籍する児童生徒を対象に補助を行っている傷害保険については、限度額を定め、特別支援学級に在籍する児童生徒に対しても実施したい。平成28年度に制度設計を行い、保護者に説明し、平成29年度から実施したいと考えている。

(野口学校教育課長) 傷害保険は、子どもたちが意図せずに物を壊してしまった場合や、他人に怪我をさせてしまった場合などの他人への損害賠償保険と、本人の傷害保険の両方が含まれている。この保険は、特別支援学校知的障害教育校PTA連合会による知的障害教育校総合補償制度「こども総合保険」の加入者に対し掛け金を補助するもので、今年度は特別支援学校の在籍児童生徒19

名のうち6名に補助を行った。請願を受けて、特別支援学級の児童生徒も対象とすることを検討している。

(里見委員長) 補助の割合はどの程度とするのか。

(野口学校教育課長) 補助の割合については現在検討中である。あるプランの掛け金の内訳を調べたところ、個人賠償責任保険の部分は、他のケガ等の部分に比べ少額であった。公平性という観点からすると、個人賠償の部分だけでいいのではないかという意見もあろうかと思うが、保護者の負担感等も踏まえ、今後検討していきたい。

(石井委員) 制度の見直しには全面的に賛成である。しかし、制度の有無を入学後に初めて知る方もおられる。特別支援学校に行くかどうかを保護者の方が決定する前に、制度に関する説明をしっかりとしてほしいと思う。

(里見委員長) 14日の総務環境常任委員会では、どのような説明をするのか。

(松本教育長) 以前は、保護者の意向は考慮するものの、その子が社会へ出て自立するためには、通常学校より養護学校の方がいいという指導を、適正就学指導委員会で行っていた。その流れが平成の始め頃から随分変わり、現在ではほぼ保護者の意向を尊重している。制度の見直しに当たっては、良いことばかりではなく、公平性の観点から、特別支援学校の児童生徒のスクールバス利用者は、新たな制度では対象とならないなど、検討が必要となる。これまで受けられていた支援が受けられなくなる場合があるということは説明したいと考えている。

(里見委員長) 要綱は廃止する方向で検討しているとのことだが、廃止の理由は何か。

(永尾こども未来部長) 要綱の題名に就学奨励とあるとおり、特別支援学校への就学を奨励するために制定されたものであるが、この

趣旨が現状に合わなくなってきた。奨励ではなく、補助という形に制度を見直したい。

(水島委員長職務代行者) 保険に加入できない方はどうするのか。

(野口学校教育課長) 保護者が加入を検討できる程度の金額にはしたいと思う。また、制度の見直しに伴う激変緩和措置も必要だと考えている。すでに在学の方と、29年度以降に入学される方との取扱いについても、うまく調整していきたい。

\*\*\*\*\*

## 5 その他

### 教育長海外出張中の事務の執行について

○大西教育政策課長が次のように説明した。

平成28年3月21日から同月28日まで、教育長がオーストラリアのコロワ市を訪問し不在となる。地方教育行政の組織及び運営に関する法律によれば、教育長に事故があるときは教育長職務代行者を置くこととなっているが、今回の出張期間は約1週間と長期とは言えないこと、また、通信機器の使用により指示命令が可能であることから、事故があるときには当たらないと判断し、教育長職務代行者は置かないこととする。なお、近隣他市においても、出張により教育長職務代行者を置いた例は無い。なお、その間の決裁事務については、三木市職務権限規程を準用し、教育長が専決すべき事項について、当該決裁事項に係る事務を所管する部長が代決するものとする。

\*\*\*\*\*

(非公開)

【議案第28号】平成28年度三木市立学校教職員人事異動内申について

議案第28号は、三木市教育委員会会議規則第5条第1項ただし

書きの規定により、非公開として審議したため、同規則第31条の規定により、内容については記載しない。

委員長が、議案第28号について採決を行い、原案のとおり可決された。

\*\*\*\*\*

## 6 閉 会

委員長が、平成28年3月三木市教育委員会臨時会の閉会を宣言した。

委 員 長

署 名 委 員

署 名 委 員

記 録 者